

議案第3号

木津川市職員定数条例及び木津川市指定管理者選定委員会条例の一部改正について

木津川市職員定数条例（平成19年木津川市条例第23号）及び木津川市指定管理者選定委員会条例（平成19年木津川市条例第65号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月22日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「木津川市組織条例（平成19年木津川市条例第14号）」の改正により、職員の定数及び指定管理者選定委員会の組織について、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市職員定数条例及び木津川市指定管理者選定委員会条例の一部を  
改正する条例（案）

（木津川市職員定数条例の一部改正）

第1条 木津川市職員定数条例（平成19年木津川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（職員の定数）	（職員の定数）
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。
（1） 市長の事務部局の職員 <u>44</u> 2人	（1） 市長の事務部局の職員 <u>35</u> 3人
（2） （略）	（2） （略）
（3） 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他他の教育機関の職員 <u>78</u> 人	（3） 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他他の教育機関の職員 <u>167</u> 人
（4）～（9） （略）	（4）～（9） （略）

（木津川市指定管理者選定委員会条例の一部改正）

第2条 木津川市指定管理者選定委員会条例（平成19年木津川市条例第65号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
-----	-----

(組織)	(組織)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。	2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>指定管理者制度を所管する部長</u>	(2) <u>マチオモイ部長</u>
(3) ~ (5) (略)	(3) ~ (5) (略)
3 (略)	3 (略)

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第3号 木津川市職員定数条例及び木津川市指定管理者選定委員会条例の一部改正について	
担 当 課	学研企画課 企画広報係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>木津川市組織条例（平成19年木津川市条例第14号）の改正に伴い、関連する条例について改正を行うものです。</p> <p>木津川市職員定数条例（平成19年木津川市条例第23号）にあっては、市長の事務部局の職員数及び教育委員会の事務部局に係る定数を変更します。</p> <p>また、木津川市指定管理者選定委員会条例（平成19年木津川市条例第65号）にあっては、委員会を組織する部長のうちマチオモイ部長について指定管理者制度を所管する部長に改めます。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時議会において組織条例の改正が可決（1月31日）</li> <li>・課内で協議・検討を行い、改正案を策定</li> </ul>	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	17 行財政運営
	施 策	⑤ 組織・人材育成 ア. 組織・機構の強化
概 算 事 業 費 ( 単 位 : 千 円 )	<input type="checkbox"/> 単年度( 年度) <input type="checkbox"/> 複数年度( 年度)	
将来にわたる効果及び 経費の状況	<p>組織条例の改正により、各部に適正な人員配置を行うための改正及び指定管理者選定委員の構成員の見直しを行い、マチオモイ部長から指定管理者制度を担当する部長に改めるものです。</p>	